

各務原市立那加第一小学校いじめ防止基本方針

令和7年5月

■ はじめに

以下に定める「各務原市立那加第一小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日に公布、平成25年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すものです。

本校では、これまで「ひびきあいの日」における全校での人権問題を考える時間の位置付け、「特別の教科 道徳」等において、全ての学年で「生命尊重」の授業、「思いやりの心をはぐくむ」授業等を進めてきました。今までの本校の歩みをさらに盤石で確実なものにするために具体的な方針を明示します。

■ 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

いじめとは、「児童に対して、那加第一小学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

言い換えれば、『他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象児童が心身の苦痛を感じているもの』をいじめととらえます。

（2）基本認識

本校の教育活動全体を通じて、以下に示す認識に基づき、全職員でいじめの防止等にあたります。

- ・いじめは、人間として絶対に許される行為ではない。
- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。
- ・いじめは、常に教師集団・保護者・地域がアンテナを張り巡らして見ようとしなければ見つけにくい。

（3）学校としての構え

- ・本校は、児童の心身の安全・安心を最優先にして、全ての教職員が危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を円滑に行い、児童を守るようにします。
- ・本校の全ての教職員が事態を共通理解し、協力して組織的な指導体制により対応します。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に周知徹底します。
- ・教職員は、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」をすすめ、児童一人一人をかけがえのない大切な存在として尊重する意識や日常的な態度を醸成します。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、時と場合に応じた必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けを行います。
- ・いじめ防止のために、保護者・地域との連携を図ります。